

令和4年2月24日

第20回村上市農業委員会会議録

第20回村上市農業委員会定例会を令和4年2月24日午後1時30分村上市神林支所3階第3会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	2番	板垣栄一
3番	遠藤俊樹	4番	本間裕一
5番	佐藤健吉	6番	菅原隆雄
8番	遠山久夫	9番	本間サヨ子
11番	斎藤博	12番	加藤孝平
13番	齋藤文夫	14番	石山章
15番	佐藤裕介	16番	船山寛
17番	大倉毅	18番	大野章
19番	村山美恵子	20番	富樫与志栄

1. 欠席委員は次のとおりである。

7番	佐藤昌夫	10番	稲葉浩之
----	------	-----	------

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定について

議案第5号 村上市農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第6号 令和4・5年度農作業等労働賃金標準額（案）について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局次長	中村宣信
事務局副参事	小田雄介
事務局係長	園部和枝

1. 午後1時30分 事務局次長（中村宣信君） ただいまから第20回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

なお、今月の定例総会については、コロナウイルス感染症が拡大し、蔓延防止等重点措置が適用

されていることを踏まえ、神林地域委員及び村上地域の村山委員以外の皆さんについては、各支所等からウェブでの参加とさせていただいております。

それでは初めに、本日の欠席委員を報告いたします。議席番号7番、佐藤昌夫委員、議席番号10番、稲葉浩之委員より、欠席する旨の連絡がありました。よって、出席委員18名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

初めに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局次長（中村宣信君） ありがとうございます。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） 第20回村上市農業委員会定例総会の議事録署名委員について指名したいと思いますが、私に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしということですので、議席番号2番、板垣栄一委員、議席番号3番、遠藤委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） それでは、日程4の報告。報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用について、報告をお願いします。

○事務局次長（中村宣信君） 報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用について報告いたします。

番号1、申請人、\_\_\_\_\_、土地につきましては1筆、台帳面積156平米、うち転用面積59.5平米、転用目的、農業用施設用地（農機具物置）でございます。備考としましては、申請者は60アールの農地を所有しております。今回の申請は、農機具物置の建設のためのものです。農機具物置2棟、建築面積59.5平米。始末書が添付されておりますので、そちらのほう読み上げさせていただきます。私、\_\_\_\_\_は、平成29年6月に父より相続いたしました\_\_\_\_\_に建っている農業用施設（農機具物置）について、農業委員様から農地に建物を建設する場合にはあらかじめ農地法の届出が必要である旨の指摘をいただきました。農業用施設の建設は父が生前建てたものであり、当時私は村上市に住んでいなかったため、詳細については把握しておりませんが、このような事態を招いたのは、農地法について十分理解していなく、事前に農業委員様への相談や確認を行わなかったことが原因であったと深く反省しております。今後はこのような不手際がないように農地法及び関係法令を遵守し、貴職の不名誉とならないようにいたしますので、何とぞ寛大なる処理を賜りますようお願いいたします。令和4年2月5日、申請人、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_。

続きまして、一応位置について説明をいたします。2ページ御覧いただきたいと思います。左手

に日本海がございます。図面左手、上から下に通っているのが国道345号、それと並行して右手にJR羽越本線が通っております。345号と羽越本線の間、早川集落の上部の方、黒く太線で囲まれている場所が今回の申請地となっております。

報告は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、今ほど説明のあった報告第1号について、ご質問等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

阿部委員。

○1番（阿部正一君） お伺いしますけれども、昭和29年でしたか、今の話あったの。

○事務局次長（中村宣信君） 平成29年。

○1番（阿部正一君） 平成29年かい。

○事務局次長（中村宣信君） はい、に相続しております。

○1番（阿部正一君） 平成29年でもいいんですけども、昭和29年とお聞きしたもんで、それでお聞きしました。

○事務局次長（中村宣信君） 申し訳ございません。平成29年でございます。

○1番（阿部正一君） 村上市でなぜこれが分かったのか。原因は何なのか。前から農地パトロール等で分からなかったのか。それとも今回何かしようと思って分かったのか、理由は何かあるんですか。

○事務局次長（中村宣信君） この方、以前8月の議案でも別段面積、空き家バンクに登録した方なんですけれども、その相手の方と契約結ぶに当たって、もう一筆今回の場所ももらっていただける、買っていただけるという話になったものですから、改めて別段面積を申請に来られました。その際に現地を確認したら建物があったものですから、いや、これはちゃんと届出、出していたかなければいけないということで今回の経緯でございます。いかがでしょうか。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ほかにないようでありますので、報告については以上といたします。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、音声のほう大丈夫でしょうか。村上会場から説明させていただきます。

それでは、3ページ御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。今月は、使用貸借が2件、贈与案件が1件、売買案件が2件で、合わせて5件でございます。

それでは初めに、使用貸借の案件です。番号1番、貸人、\_\_\_\_\_、借人、\_\_\_\_\_、田11筆、

畑3筆、合わせまして計14筆、地積、田畑合わせまして36,959平米でございます。お二方は親子で、このたび親子間で経営移譲を行うものでございます。

続きまして、番号2番、譲渡人、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、地目、田4筆、地積12,812平米。こちらも親子間での貸借でございます。譲受人の\_\_\_\_が退職されて、父名義の経営を\_\_\_\_にさせておりましたが、解約をして親子間で貸借をするものでございます。

続きまして、贈与の案件です。番号3番、譲渡人、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、地目、畑1筆、地積、189平米。こちらは、昨年12月の定例総会におきまして別段面積を決定した案件でございます。譲渡人からいここに当たる\_\_\_\_へ贈与をするものでございます。

続きまして、売買の案件でございます。番号4番、譲渡人、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、田1筆、地積2,372平米、対価\_\_\_\_、10アール当たり\_\_\_\_でございます。

続きまして、番号5番、譲渡人、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、田1筆、地積458平米、対価は\_\_\_\_、10アール当たり\_\_\_\_でございます。

場所の説明をさせていただきます。5ページ御覧ください。こちら神林地区葛籠山集落でございます。ページ左下側に1級河川荒川が流れておりまして、集落内に湯の沢集落開発センターございます。センターやや左側に太く囲った場所がございます。こちら議案第1号、番号3番の位置図でございます。

続きまして、6ページ御覧ください。ページ右側に国道345号がございまして、右上に市民ふれあいセンターございます。ふれあいセンターから岩船方面へ向かう途中、ページ中央付近に太く囲ったところが、議案第1号、番号4番の位置図でございます。

続きまして、7ページ御覧ください。こちら神林地区の福田集落でございます。集落の右下側、高速道路側に太く囲った場所がございます。こちら議案第1号、番号5番の位置図でございます。

以上で場所の説明終わります。

説明した5件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） 議案第1号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 各支所ともないようでありますし、こちらもないようであります。議案第1号、ご意見、ご質問がないようでありますので、許可することに決定したいと思っております。いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 議案第1号については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） それでは、8ページ御覧いただきたいと思います。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。今月1件となっております。

番号1、譲渡人、\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_、土地につきましては1筆、面積178平米、転用目的、休憩場敷地、契約は売買、対価は\_\_\_\_\_でございます。10アール当たり\_\_\_\_\_となっております。農地区分は第2種農地。備考としましては、申請者は、実家から近い場所に海を眺めることのできる休憩場の設置を考えていたところ、立地等から申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。全体面積191平米、農地178平米、宅地13平米となっております。

続きまして、9ページ御覧いただきたいと思います。位置について説明いたします。図面中央上段に寝屋漁港がございます。図面上から下へ通っているのが国道345号、それと並行して通っているのがJR羽越本線となっております。図面中央下段にある集落が鵜泊集落となっており、その集落、図面中央やや左手に太線で囲まれているところが今回の申請地となっております。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、報告をお願いいたします。

山北の加藤委員。

○12番（加藤孝平君） 12番、加藤です。2月15日火曜日、午前9時に山北支所に集合し、中村次長、山北支所の齋藤主査、そして農業委員3名、推進委員1名で支所にて説明を受けました。昨年9月の案件で駐車場として使用したいという申請を出され、車の乗り入れ部分と市の道と折り合いが不十分で、それは中止に取り下げています。今回、また家庭用休憩場として申請を出されました。休日ごとに家族で来て見ているんだと。というのは、住宅地内であり、実家から近い場所に海を眺めることのできる休憩場の設置を考えていたところ、立地等から申請地が最適と考え、転用申請するものです。土地の表土は現状維持で碎石を敷く、雨水は敷地内に浸透する、庭木は高さ2.5メートル以内にするなど、周囲に影響を及ぼすことがないことから、委員全員許可してもよいとの判断でありました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（石山 章君） それでは、議案第2号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。  
(発言する者なし)

○議長（石山 章君） モニターも会場もないようでありますので、議案第2号を許可することに決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声多数)

○議長（石山 章君） 全員の賛成をいただきましたので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局から説明を願います。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、ご説明いたします。10ページ御覧ください。議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてご説明いたします。

今月は、使用貸借が8件、賃貸借権の設定が166件、売買が1件、中間管理機構の案件が8件、合わせまして183件でございます。

それでは、使用貸借の案件からです。番号1番、貸人、\_\_\_\_、借人、\_\_\_\_、地目、畑1筆、322平米、期間は7年間、再設定となります。以降、番号8番まで使用貸借の案件となります。

めくっていただきまして、12ページ御覧ください。番号9番から賃貸借権の設定案件でございます。番号9番、貸人、\_\_\_\_、借人、\_\_\_\_、地目、田、計2筆、3,905平米、期間10年間、賃借料、10アール当たり\_\_\_\_、改良区費、貸人負担、再設定となります。以降、56ページの174番まで賃貸借権の設定の案件となります。

続きまして、売買の案件です。56ページ御覧ください。番号175番、譲渡人、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、地目、田、4筆、面積14,343平米、契約の種別、売買、対価は\_\_\_\_、10アール当たり\_\_\_\_。

場所の説明をいたします。めくっていただきまして、58ページ御覧ください。先ほどの3条議案にも出てまいりましたが、左側が岩船三日市方面で、県道岩船港線、右側に向かいますと市民ふれあいセンター方面でございます。この岩船港線の下側に申請地\_\_\_\_が1筆と、残り3筆は道路を挟んだ向かい側でございます。1筆がページ右上側に\_\_\_\_ございまして、道玄池付近に固まって2筆がございます。合わせまして4筆が議案第3号、番号175番の位置図でございます。

位置図の説明は以上でございます。

○事務局係長（園部和枝君） 続きまして、59ページを御覧ください。農地中間管理事業による利用権の設定です。今回は、再設定による使用貸借が4件、賃借権が4件、合計8件。使用貸借の4件については、全て賃貸借と併せての契約になります。

それでは、番号176番、貸人、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、借人、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地につきましては田1筆、73平米、期間が11年間、中間管理事業による再設定となりまして、改良区費は貸人負担です。ページ進みまして60ページ、番号179番までが使用貸借の案件となります。

次に、番号180番、貸人、\_\_\_\_、借人、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地につきましては田1筆、527平米、期間が11年間、借賃が10アール当たり\_\_\_\_、農地中間管理事業による再設定となりまして、改良区費は貸人負担です。ページ進みまして、61ページ、番号183番までが農地中間管理事業による賃借権の案件となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは最初に、議案番号150番につき審議いたしますので、議席番号\_\_番、  
\_\_\_\_\_、議事に参与できませんので、退席をお願いします。

（\_\_番 \_\_\_\_\_退席）

○議長（石山 章君） それでは、議案番号150番につきご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にご意見、ご質問ないようでありますので、賛成の方マル・バツの提示を  
お願いします。

（マル・バツ提示）

○議長（石山 章君） 全員が賛成ですので、議案番号150番、承認することに決定いたしました。

（\_\_番 \_\_\_\_\_着席）

○議長（石山 章君） それでは次に、議案番号170番につき審議いたします。

議席番号\_\_番、\_\_\_\_\_、議事に参与できませんので、退席を願います。

（\_\_番 \_\_\_\_\_退席）

○議長（石山 章君） 議案番号170番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、賛成の方マル・バツをお願いします。

（マル・バツ提示）

○議長（石山 章君） 全員の賛成でありますので、議案番号170番、承認することに決定いたしまし  
た。

（\_\_番 \_\_\_\_\_着席）

○議長（石山 章君） 次に、176から183番につき\_\_の関連議案で議事に参与できませんので、職務  
代理者に議長をお願いいたします。

（\_\_番 \_\_\_\_\_退席）

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、176番から183番につき審議を行いたいと思います。

質疑のある方ございませんか。

阿部委員。

○1番（阿部正一君） ちょっとお伺いしたいんですけど、180番と183番、これなぜ分けて出したの  
かお聞きしたいんです。

○会長職務代理者（板垣栄一君） 事務局、説明してください。

○事務局係長（園部和枝君） こちらなんですけれども、集積は1本なんですけれども、公社のほう  
に貸し付けた後の配分、耕作者のほうで別々になっておりまして、案件のほうでそれぞれ上がって  
いる状況になっております。

○会長職務代理者（板垣栄一君） 阿部委員、よろしいですか。

○1番（阿部正一君） はい、分かりました。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○会長職務代理者（板垣栄一君） ないようでありますので、それでは176番から183番まで承認することに決定してよろしいでしょうか。マル・バツのカードをお願いいたします。

（マル・バツ提示）

○会長職務代理者（板垣栄一君） 全員承認に賛成であります。ありがとうございました。

（\_\_番 \_\_\_\_\_着席）

○会長職務代理者（板垣栄一君） \_\_\_\_、承認されました。

○議長（石山 章君） ありがとうございました。

それでは、議案番号150番、170番、176番から183番を除いて審議に入ります。ご意見、ご質問のある方。

19番、村山委員。

○19番（村山美恵子君） 19番、村山です。101番から何回か出てくるんですけども、\_\_\_\_\_の賃貸料\_\_\_\_\_とほかの田んぼとかに比べてすごく高いのは、ハウスか何かなんでしょうか。それをちょっと確認したいんで、お願いします。

○事務局副参事（小田雄介君） ただいまの件です。今回\_\_\_\_\_の更新の案件がかなり出てきておりますが、畑についてはハウスとなっているということから\_\_\_\_\_に設定しているとのことでございます。

○議長（石山 章君） 村山委員、よろしいですね。

○19番（村山美恵子君） はい、わかりました。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ほかにないようでありますので、議案第3号を承認することにご異議ございませんか。賛成の方マル・バツをお願いします。

（マル・バツ提示）

○議長（石山 章君） 全員賛成ですので、議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） それでは、62ページ御覧いただきたいと思います。議案第4号 農地

法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定について説明いたします。

番号1、申請人、\_\_\_\_\_、土地につきましては1筆、地目、畑、面積403平米となっております。申請事由としましては、申請者は高齢となり管理が困難なため、当該地について区域設定を申請するものでございます。

続きまして、位置について説明いたします。右側、63ページ御覧いただきたいと思っております。図面左上上のほうに山北中学校がございます。その中学校の前を通過して、右手に通過して走っていくのが県道山北関川線となっております。図面中央より右側にある集落が堀内集落となっております。この集落の上、図面中央より右手のほうに太線で囲まれているところが今回の申請地となっております。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） これも現地調査をしていただいておりますので、議席番号11番、齋藤委員より報告をお願いいたします。

○11番（齋藤 博君） 11番、齋藤です。第4号議案、別段面積設定について現地確認をいたしましたので、報告いたします。

最初の5条申請の案件の当日に現地確認を行いました。当日は午前9時30分、山北支所会議室において、農業委員3名、推進委員1名、事務局からは中村次長、山北支所、齋藤主査が出席し、初め事務局より申請内容についての説明を受けました。その後、現地に移動し、申請地の確認をしました。申請者は高齢になり、該当農地の管理が困難なため、区域設定を申請するものです。申請地は、使用及び利益を目的とする権利設定がされておらず、また作業受託契約の設定もありません。このため、区域設定条件の申請要件を満たしております。このたび区域設定する土地を譲り受けようとする方は申請地の付近集落に住んでいる方で、現在申請地を統括管理していて、手入れも行き届いていました。遊休農地発生防止の観点からも、今回の申請について山北地区委員全員妥当と判断いたしました。

ご審議よろしくお願いたします。

○議長（石山 章君） それでは、議案第4号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問ある方。  
(発言する者なし)

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、議案第4号については承認することに決定してもご異議ございませんか。マル・バツ挙げてください。  
(マル・バツ提示)

○議長（石山 章君） 全員の賛成であります。

議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 村上市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 64ページを御覧ください。議案第5号 村上市農地利用最適化推進委員の委嘱について説明いたします。

配付されております別紙ございますけど、村上市農地利用最適化推進委員名簿の者を村上市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、農業委員会の承認を求めるものでございます。

このたびは、辞任により欠員となっていた山北地域担当の推進委員1名を補充するものです。候補者については、本日皆様に配付させていただいた名簿、別紙でございますけれど、そちらを御覧ください。応募があったのは、村上市\_\_\_\_\_にお住まいの本間俊樹様1名で、2月21日に候補者評価委員会を開催し、本間俊樹様を適任との報告をいただいております。また、農業委員会法第18条第4項の欠格事項には該当しないことを確認しております。任期については、令和4年3月1日から令和5年7月31日までとなっております。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） ご質問等ありましたらまず伺いますが、いかがでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、村上市農地利用最適化推進委員に本間俊樹氏を任命することにご異議ございませんか。マル・バツでお願いします。

（マル・バツ提示）

○議長（石山 章君） 全員賛成をいただきましたので、村上市\_\_\_\_\_、本間俊樹氏を村上市農地利用最適化推進委員に任命することに決定いたしました。

次に、議案第6号 令和4・5年度農作業等労働賃金標準額（案）についてを議題といたします。事務局、説明願います。

○事務局副参事（小田雄介君） 議案第6号 令和4・5年度農作業等労働賃金標準額（案）についてご説明いたします。

こちら65ページから66ページになります。こちらは農作業受託におきまして、委託者及び受託者間で適正な労働賃金を設定できますよう、その目安となる農作業等労働賃金標準額を確定することを目的に2年に1回改正をすることとしております。今年度も各地区から委託者及び受託者、そして農業委員の代表から委員となっただきまして、検討を進めてまいりました。新型コロナ、オミクロン株の関係が心配される時期でありましたので、文書協議が中心となってしまいましたが、ようやく素案がまとまりましたので、ご提出させていただきます。

前回からの変更点をご説明させていただきます。66ページ御覧ください。1つ目は、金額の表示額に税込み表示を加えさせていただきました。こちら財務省のガイドラインで総額表示が義務づけとなっておりますので、そちらを加えさせていただいております。また、前回とのバランスを踏ま

え、税抜きと税込み両方の金額を表示させていただきました。

2つ目、育苗の金額につきまして、農協で金額の見直しがあり、同額程度が望ましいとのことで、一箱660円から670円に金額変更を行いました。

3つ目でございます。ドローン散布作業について、標準額1,100円から1,500円とし、税込み1,650円とさせていただきます。こちらは前回初めて設定された項目であります。受託を請け負っている業者、協会さん、また受託農家からご意見をいただき、機械の維持、メンテナンスにかかる費用を踏まえ、金額をアップさせていただきました。

4つ目、乾燥調製の摘要欄に「屑米も含む」という文言を入れさせていただきました。

5つ目です。乾燥調製の下に色彩選別（単独作業）という項目を追加させていただきました。金額は、近隣市町村を参考に500円と設定させていただきました。こちらも受託者、農家からの要望で追加をさせていただきました。

また、農作業賃金についても、現在負担単価900円で設定しておりますが、県の最低賃金令和元年10月1日から859円となっておりますが、国が目指している上昇率3%で試算した場合でも2年よりも下回らない仕組みであること、また括弧書き内には「新潟県最低賃金を下回った場合は、両者協議して決めてください」との表記があることから、金額は変更は行わないということで合意ございました。そのほか、金額については変更されたものはございませんでした。

また、今後のスケジュールでございますが、この定例会でご承認いただきましたら3月15日の市報配付時に全戸配布する予定となっております。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、今ほど説明のあった件について、ご意見、ご質問伺います。

荒川の齋藤委員。

○13番（齋藤文夫君） 齋藤です。

乾燥調製の欄ですけども、ここに「屑米も含む」というふうになっていますよね。屑米は1袋25キロです。通常出荷するのは30キロですけども、ここの差というのがありますけども、これはいかがにしたほうがいいのでしょうか。ということと、近隣のやつもちょっと調べましたら、大体1キロ幾らというふうな表示があります。大体そうしますと1キロ大体28円ぐらいというのが近隣のほうで「屑米も含む」というふうに書かれているところが。そこら辺もひとつ整合性を取ってほしいと思います。

○事務局副参事（小田雄介君） この「屑米も含む」という表記なんですけど、確かに1キロ当たりで表記されている市町村もございますし、その辺りも農政振興部会長と協議をさせていただきましたが、今25キロというお話も確かにありましたが、これについては委託者農家で判断していただくということで、表記については特にいじらずに「屑米も含む」という文言だけを追加させていただきました。

以上です。

○議長（石山 章君） 荒川の齋藤委員。

○13番（齋藤文夫君） 齋藤ですけども、そうしますと非常にやりにくいです。キロ幾らというふう  
に表記してもらえば一番ありがたいです。

○事務局副参事（小田雄介君） 農政振興部会長とまた協議をさせていただきまして、その表記につ  
いてちょっと考えさせていただければと思いますが。

○13番（齋藤文夫君） はい、分かりました。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） それでは、ないようでありますので、今ほど屑米25キロ、あと精米30キロと  
いうような5キロの差をキロ単位というふうなお話もありましたが、基本的にはこの価格を参考に  
して両者協議をしていただくと、その部分について。そのようにさせていただいたらいかがと思  
いますが、ということになればこの原案を承認するということになりますが、これについていかが  
でしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、今ほど説明した案件について賛成の方のマル  
・バツをお願いいたします。いかがでしょうか。

（マル・バツ提示）

○議長（石山 章君） 14対2ということで、賛成多数で承認することに決定いたしました。

その他について、皆様方からお願いします。

荒川、阿部委員。

○1番（阿部正一君） 議案のところなんですけれども、事務局にお願いなんですけども、この案内  
には場所こういうふうには書いてありますが、議案には神林支所3階第3会議室としか載っていませ  
ん。やっぱり案内のとおり載せていただくと。全部併用でいいかと思うんですけども、やはり村  
上、荒川、朝日、山北ということで場所も載せていくことが原則でないでしょうか。

○事務局次長（中村宣信君） ご指摘ありがとうございます。次からウェブ開催の際には各会場の場  
所につきましても記載させていただくように対応いたしますので、このたび大変失礼いたしました。

○議長（石山 章君） ほかにあれでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） また、事務局、議案としてはないですか、特に。

（はいの声あり）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、審議事項は、議事については以上といたします。

・協議、連絡事項ほか

時に午後 2 時55分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和 4 年 2 月 24 日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員